

租税特別措置法等（登録免許税関係）の改正

目 次	
一 信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置の改正……………	564
二 認定事業再編計画等（産業競争力強化法）に基づき行う登記の税率の軽減措置の改正……………	565
三 選定実施計画（情報処理の促進に関する法律）に基づき行う登記の税率の軽減措置の創設……………	566
四 特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減措置の改正…	568
五 社会保険診療報酬支払基金の改組に伴う所要の措置……………	570
六 租税特別措置等の適用期限の延長・廃止……………	571

はじめに

本稿では、令和7年度税制改正に盛り込まれた改正事項のうち、登録免許税関係の改正の概要について説明します。

この改正事項が盛り込まれた所得税法等の一部を改正する法律は、去る3月31日に可決・成立し、同日に令和7年法律第13号として公布されています。また、以下の関係政省令もそれぞれ制定・公布されています。

- ・ 登録免許税法施行令の一部を改正する政令

（令7.3.31政令第124号）

- ・ 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令7.3.31政令第127号）
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令7.3.31政令第131号）
- ・ 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令7.3.31財務省令第26号）
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令7.3.31財務省令第30号）

一 信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置の改正

1 改正前の制度の概要

信用保証協会その他次に掲げる法人（以下「信用保証協会等」といいます。）が、令和7年3月31日までに債務保証業務に係る債権を担保するために受ける抵当権（企業担保権を含みます。以下同じです。）の設定の登記又は登録に係る登録免許税の税率は、1,000分の1.5（本則：不動産等は1,000分の4、動産は1,000分の3）に軽減されていました（旧措法78①②）。

- ① 農業信用基金協会
- ② 独立行政法人農林漁業信用基金
- ③ 漁業信用基金協会
- ④ 日本酒造組合中央会

2 改正の内容

信用保証協会等は、中小企業者や農林漁業者等（以下「中小企業者等」といいます。）が金融機関から事業資金を調達する際に信用保証を付けることで、中小企業者等の信用力を補完する機関です。

抵当権の設定の登記又は登録に係る登録免許税は、実務上、保証制度を利用する中小企業者等が負担しているところです。本特例は、こうした中小企業者等の負担を軽減することで、保証制度の利用に係る経済的負担を軽減し、中小企業者等の資金調達の円滑化を図ろうとするものです。

本特例については、制度創設から長期間経過していることや（中小企業者等の資金調達手段が様々ある中で）信用保証協会等が受ける抵当権の設定の登記又は登録のみを軽減していることなどの問題点も指摘されていたことから、平成23年度税制改正において、軽減税率が1,000分の1から1,000分の1.5に引き上げられたところです。

その後、中小企業庁・中小企業政策審議会において、平成27年から平成29年にかけて、中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けた議論が行われました。その中で、信用補完制度については、中小企業の資金繰りを支える重要な制度である一方で、金融機関が過度に信用保証に依存することとなると、事業性評価融資やその後の期中管理・経営支援への動機が失われるおそれがあるとともに、中小企業においても資金調達が容易になることから、かえって経営改善への意欲を失うという副作用も指摘されていました。こうした考え方の下、平成

29年の通常国会における中小企業信用保険法等の改正等を経て、平成30年4月より見直し後の信用補完制度がスタートしました。

このような信用補完制度の見直しを受け、税制面においても見直しの検討が進められていましたが、その後生じた新型コロナウイルス感染症の拡大により、資金繰りが厳しい事業者に対して信用保証協会による民間ゼロゼロ融資等の資金繰り支援等が積極的に行われたという状況を踏まえ、資金調達の円滑化を図る本特例については適用期限の延長のみ講ずることとし、制度自体の見直しは見送られてきました。

今般、長引いたコロナ禍を乗り越えたことから、上述のとおり信用補完制度のあり方が見直されたことや、前回の見直しから10年以上経過していること等を踏まえ、軽減税率を1,000分の2（改正前：1,000分の1.5）に引き上げた上、適用期限を令和10年3月31日まで3年延長することとされました。

3 適用関係

上記2の改正は、令和7年4月1日以後に受ける登記又は登録に係る登録免許税について適用されます（改正法附則1）。

二 認定事業再編計画等（産業競争力強化法）に基づき行う登記の税率の軽減措置の改正

1 改正前の制度の概要

産業競争力強化法の施行の日から令和9年3月31日までに同法の認定（造船法の規定により認定があったものとみなされる場合の認定を含みます。）を受けた産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画に基づいて会社の設立等を行う場合には、その登記に係る登録免許税の税率は、これらの認定の日から1年以内に登記を受けるものに限って、1,000分の3.5等（本則：1,000分の7等）に軽減されます（旧措法80①）。

2 改正の内容

我が国の食品等事業者においては、国内の農業生産及び食料輸入をめぐる状況が厳しさを増し、これまでと同様に原材料を安定的に確保することが困難となるおそれがあることや、環境負荷低減等への配慮意識が高まる中、環境負荷低減等に関する規制等への対応が求められるなど、事業者をめぐる国内外の経済社会情勢は大きく変化しています。

このような中、国民に対して食料を持続的に供

給していくためには、食料システムの重要な担い手である食品等事業者が、食品等の持続的な供給に資する事業活動（農業との安定的な取引関係の確立、環境負荷低減等の取組、事業再編等による流通の合理化など）を促進することにより、持続的な食料システムの確立や農産物を生産・供給できる農業構造の確立を図ることが不可欠です。

上記を踏まえ、農林水産省は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（改正後：食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律。以下「食品等持続的供給法」といいます。）の改正により、食品等事業者の事業再編によって食品等の持続的な供給に資する事業活動を促進する新たな計画制度を創設し、食品等事業者がその計画の認定を受けた場合には、産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定要件

を充足したものとする措置を講ずることとしました。

この食品等持続的供給法の改正を踏まえ、本特例の適用対象となる登記の範囲に、産業競争力強化法の規定に基づき認定を受けたものとみなされる食品等持続的供給法の認定計画（安定取引関係確立事業活動計画、流通合理化事業活動計画、環境負荷低減事業活動計画及び消費者選択支援事業活動計画）に基づき行う会社の設立等の登記が追加されました（措法80①）。

3 適用関係

上記2の改正は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和7年法律第69号）の施行の日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用されます（改正法附則1十三）。

三 選定実施計画（情報処理の促進に関する法律）に基づき行う登記の税率の軽減措置の創設

1 制度創設の背景

半導体は、データセンターにおけるサーバーやスマートフォン、ドローン、自動車、家電などの様々な電子機器を動かすための必需品であり、情報化社会の基幹品となっています。半導体には、大きく、①演算・制御機能を担うロジック半導体、②演算に必要なデータの記憶・呼び出し機能を担うメモリ半導体、③①・②以外の半導体があります。このうち、ロジック半導体及びメモリ半導体は、情報処理におけるいわば「脳」の機能を果たすものであり、情報処理の促進に当たって特に重要なものです。このうち特に高性能なもの（以下「高速情報処理用半導体」といいます。）は、今後、生成AIなどのデジタル技術の利活用の急速な拡大に伴い、その需要が急速に拡大することから、国内外で著しい供給不足に陥ることが見込まれています。高速情報処理用半導体を十分に確保することができない場合、急速に増大する計算量に対

応した計算能力を確保することが困難となるため、その確保状況が我が国における情報処理の高度化の律速要因となる事態が生じています。

しかしながら、我が国においては、高速情報処理用半導体を生産できる事業者が存在しておらず、外国からの輸入によって十分な量を賄うことも困難であることから、我が国の情報処理の高度化を図るために十分な高速情報処理用半導体を確保できる見通しは立っていません。

2 選定実施計画の内容

情報処理の高度化に向け高速情報処理用半導体の確保を図るためには、その生産体制を国内で整備することが必要であることから、経済産業省は、情報処理の促進に関する法律（以下「情促法」といいます。）を改正し、情報処理の高度化に特に必要なものとして経済産業大臣が指定する高速情報処理用半導体（以下「指定高速情報処理用半導体」といいます。）の生産を行おうとする事業者

について、その生産を安定的に行うために必要な取組を支援するための措置を講じることとされました（情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第30号））。

支援対象となる事業者は、指定高速情報処理用半導体の政策的重要性やその生産を安定的に行うために必要な取組に要する費用及びその取組に対する支援措置の規模、リスクの大きさを踏まえ、その対象を厳選したうえで資金や人材等を集中的に投下する観点から、公募を通じて選定されることになっています。具体的には次のとおりです。

経済産業大臣は、指定高速情報処理用半導体の生産施設の設置並びに指定高速情報処理用半導体の試作及び需要の開拓その他の指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組（以下「特定取組」といいます。）を最も適切に実施することができると思われる者を公募により選定するために、公募の実施に関する指針（以下単に「指針」といいます。）を定めるものとされています（情促法63①）。

この指針には、公募の対象とする指定高速情報処理用半導体（以下「公募対象半導体」といいます。）に関する事項のほか、公募対象半導体に係る特定取組を実施するために必要な国、地方公共団体その他の関係者との連携並びにその特定取組の実施による我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化への寄与に関する事項を定めることとされています（情促法63②）。この事項を定めるに当たっては、デジタル社会の形成に係る基本法たるデジタル社会形成基本法の基本理念に即して国や地方公共団体が実施するデジタル社会の形成に関する施策の実施に資するものとなるように配慮するものとされています（情促法63③）。

公募に応じて選定事業者（特定取組を最も適切に実施することができると思われる者として公募により選定された者をいいます。以下同じです。）となろうとする者は、特定取組の実施に関する計画（以下「実施計画」といいます。）を作成し、経済産業大臣に提出するものとされていま

す（情促法64①）。

経済産業大臣は、公募に応じて選定事業者となろうとする者から実施計画が提出されたときは、その計画が一定の基準に適合しているかどうかを審査・評価し、公募対象半導体に係る特定取組を最も適切に実施することができると思われる者を選定事業者として選定します（情促法65）。

このようなプロセスを経て選定された選定事業者は、実施計画（変更の承認又は変更の届出があった場合には、その変更後のもの。以下「選定実施計画」といいます。）に従って実施する特定取組に係る支援等により大規模な資本増強を行う見通しですが、これに伴う税負担も資本増強の規模に応じて相当程度増大することが予想されます。その結果、公募対象半導体の生産に本格的に着手する前の段階から売上高等に見合わない負担が発生し財務基盤が脆弱化することで、公募対象半導体の生産開始の可能性や売上確保の蓋然性等が低下するおそれがあります。

こうした事情は選定事業者に限ったことではなく、設立・資本増強された会社一般に通じるものではありませんが、選定事業者が選定実施計画に従って実施する特定取組は、国が実施するデジタル社会の形成に関する施策の実施に資するものであることが法律上担保されていることから、こうした取り組みを税制面でも支援する観点から、選定事業者の資本増強に際して生じる登録免許税の負担を軽減する措置が講じられることになりました。

3 特例制度の内容

情促法の規定により選定された選定事業者が、資本金の額の増加（合併による資本金の額の増加及び分割による資本金の額の増加を除きます。）について登記を受ける場合において、その資本金の額の増加が、選定実施計画に係るものであるときは、その登記に係る登録免許税の税率は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から令和9年3月31日までの間に登記を受けるものに限り、1,000分の3.5（本則：1,000分の7）とされます

（措法80④）。

4 適用関係

この特例は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令

和7年法律第30号）の施行の日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用されます（情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律附則1）。

四 特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減措置の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者（小規模特例事業者を除きます。以下同じです。）又は適格特例投資家限定事業者が、同法に規定する不動産特定共同事業契約のうち一定のものに係る不動産取引の目的となる不動産で次に掲げるものの取得をした場合には、その不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、令和7年3月31日までに登記を受けたものに限り、1,000分の13とされていました（旧措法83の3①）。

① 一定の建替え等により特定建築物の新築又は改築をする場合において、その特定建築物の敷地の用に供することとされている土地

② ①の土地を敷地とする①の建替えが必要な建築物

③ 特定建築物とするために一定の増築、修繕又は模様替（以下「特定増築等」といいます。）をすることが必要な建築物

④ ③の建築物の敷地の用に供されている土地
（注1） 上記の不動産特定共同事業契約のうち一定のものとは、事業契約の内容として次に掲げる事項の全てが定められているものとされています（旧措令43の3①）。

イ 特例事業者又は適格特例投資家限定事業者（事業契約に基づき行われる不動産取引に係る業務の全てを宅地建物取引業者に委託するものに限り、）による対象不動産の取得は、その事業契約締結後に行うものであること。

ロ イの特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が、土地若しくはその土地の上に存する権利及びその土地の上に新築等をした建築物又は特定増築等を行うことが必要な建築物及びその敷地の用に供されている土地若しくはその土地の上に存する権利を取得するものであること。

ハ 次に掲げる対象不動産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(イ) 上記①の土地の上に新築等をする特定建築物 その土地又はその土地の上に存する権利の取得後2年以内にその特定建築物の新築等に着手すること。

(ロ) 上記③の建築物 その建築物及びその敷地の用に供されている上記④の土地又はその土地の上に存する権利の取得後2年以内に特定増築等に着手すること。

ニ その他国土交通大臣が財務大臣と協議して定める事項

（注2） 上記①の一定の建替え等及び上記③の特定増築等の対象となる建築物とは、次に掲げる建築物とされています（旧措令43の3②）。

イ 新築された日から起算して10年を経過した建築物

ロ 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる

損害を受けた建築物

(注3) 上記の特定建築物とは、次に掲げる要件の全てを満たす耐火建築物又は準耐火建築物であって、一定の耐震基準に適合するものをいいます（措令43の3③）。

イ 建築物の用途が、住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル、料理店、駐車場（路外駐車場に限ります。）、学校、病院、介護施設、保育所、図書館、博物館、会館、公会堂、劇場、映画館、遊技場又は倉庫であること。ただし、店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の用は除きます。

ロ 次に掲げる建築物の用途の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすこと。

(イ) 住宅（サービス付き高齢者向け住宅を除きます。）、駐車場又は倉庫……建築物の階数が5以上又は延べ面積が2,000㎡以上であること。

(ロ) (イ)の用途以外の用途……次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

i (イ)に定める要件

ii 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める要件

(i) 建築物の新築等をした場合
建築物に係る建築面積が150㎡以上であること及び建築物の床面積1㎡当たりの工事に要した費用が25万円以上であること。

(ii) 建築物の特定増築等をした場合
建築物に係る建築面積が150㎡以上であること。

ハ 建築物の構造が、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等であること。

(2) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が、不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる建築物（上記(1)①の土地に建築をする特定建築物

又は上記(1)③の建築物に限ります。）の新築、改築又は特定増築等をした場合には、その建築物（特定増築等の場合には、その特定増築等部分に限ります。）の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、令和7年3月31日までに登記を受けたものに限り、1,000分の3とされていきました（旧措法83の3②）。

(3) 不動産特定共同事業法に規定する小規模不動産特定共同事業者又は小規模特例事業者が、不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる建築物で次に掲げるものの取得をした場合には、その建築物の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、令和7年3月31日までに登記を受けたものに限り、1,000分の13とされていきました（旧措法83の3③）。

① 建替えにより特例建築物の新築又は改築をする場合におけるその建替えが必要な建築物

② 特例建築物とするために一定の増築、修繕又は模様替（(4)において「特例増築等」といいます。）をすることが必要な建築物

(注) 特例建築物とは、住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル、料理店、駐車場（路外駐車場に限ります。）、学校、病院、介護施設、保育所、図書館、博物館、会館、公会堂、劇場、映画館、遊技場又は倉庫の用に供する建築物をいいます。ただし、店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の用に供するものは除きます（措令43の3⑦）。

(4) 不動産特定共同事業法に規定する小規模不動産特定共同事業者又は小規模特例事業者が、上記(3)の不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる建築物（特例建築物又は上記(3)②の建築物に限ります。）の新築、改築又は特例増築等をした場合には、その建築物（特例増築等の場合には、その特例増築等部分に限ります。）の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、令和7年3月31日までに登記を受けたものに限り、1,000分の3とされていきました（旧措法83の3④）。

2 改正の内容

次の見直しが行われた上、適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。

- (1) 特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が特定建築物の新築等に着手するまでの期限については、特定建築物の新築等をする土地等の取得後2年以内とされていましたが、近年の建築工事費の増加により資金確保に要する時間が長期化していることや、建築業界における人手不足などにより予定どおりに工事を進められない事例が生じている昨今の状況を踏まえ、この期限が取得後3年以内に緩和されました（措令43の3①三）。
- (2) 特定建築物の新築等の前提となる建替え等が必要な建築物の築年数要件については、新築された日から起算して10年を経過した建築物とされていましたが、老朽不動産の更新等というこ

の特例の政策目的に照らし合わせると、築10年では築年数が浅すぎるという問題がありました。そこで、一般的な建物附属設備の耐用年数が15年であることも踏まえ、この築年数要件について、建物設備の更新が想定される年数を勘案し築15年超であることとされました（措令43の3②一）。

3 適用関係

上記2の改正は、令和7年4月1日以後に締結する不動産特定共同事業契約に係る不動産の取得をする場合の所有権の移転登記又はその不動産特定共同事業契約に係る建築物の新築等若しくは特定増築等をする場合の所有権の保存登記に係る登録免許税について適用され、同日前に不動産特定共同事業契約を締結した場合については、従前どおりとされています（改正措令附則22）。

五 社会保険診療報酬支払基金の改組に伴う所要の措置

1 社会保険診療報酬支払基金の改組

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」といいます。）は、保険者からの委託を受けて診療報酬請求の審査・支払を行うことを主たる目的として社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に基づいて設立され、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）を踏まえ、平成15年から民間法人化した特別民間法人です。

今般、「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月医療DX推進本部決定）において、支払基金が行っている診療報酬請求書（レセプト）情報の収集・分析や、電子資格確認に係るシステムの開発等の経験やノウハウを生かす観点から、支払基金の審査支払機能は維持したまま、支払基金を医療DXに関するシステムの開発・運用の主体として抜本的に改組することとされました。

こうした状況を踏まえ、医療法等の一部を改正

する法律案において、支払基金が従来有していた審査支払機能に加え、今後は医療DXの実施主体としての役割を果たすことを強調し、かつ明確化する観点から、法人の名称を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に変更するとともに、同機構の根拠法の題名も「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に変更されます。なお、医療法等の一部を改正する法律案については、国会において審議中です。

2 改正の内容

登録免許税法別表第3に掲げる者が自己のために受ける一定の登記等については登録免許税を課さないこととされていますが（登法4②）、この別表第3に掲げる者の範囲から上記1の支払基金が削除されるとともに、同表に掲げる者の範囲に医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が追加され、同機構が受ける同機構の事務所用建物の所有権の取得登記又はその建物の敷地の用に供する土地の

権利の取得登記については、登録免許税が課されないこととされました（旧登法別表第3の11の項、登法別表第3の1の項）。

3 適用関係

上記2の改正は、医療法等の一部を改正する法

律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日以後に医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が受ける登記に係る登録免許税について適用されます（改正法附則1八八）。

六 租税特別措置等の適用期限の延長・廃止

- 1 次に掲げる租税特別措置の適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。
 - (1) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減措置（措法83の2の2）
 - (2) 相続に係る所有権の移転登記等の免税措置

（措法84の2の3）

- 2 帰還・移住等環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記等の税率の軽減措置は、適用期限の到来をもって廃止されました（旧震災税特法40の4）。